

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	淡路電気工事株式会社	代表者氏名	淡路 孝江
主たる営業所の所在地	広島市南区宇品海岸 3-5-21		
許可番号	広島県知事許可 (般-28, 特-28) 第 2460 号	許可を受けている 建設業の種類 (※「_」は特定)	土木工事業, 電気工事業, 管工事業, 内装仕上 工事業, 機械器具設置工 事業, 電気通信工事業, 建具工事業, 消防施設工 事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年6月15日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同項本文該当)		
処分の内容	建設業法第28条第1項に基づく指示 (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに, 建設業法及び関係法令を遵守すること。 (2) 前記に基づき講じた措置について, 令和2年7月15日までに文書で報告すること。		
処分の原因となった事実	建設業許可の変更届出の遅延およびその間の公共事業請負 淡路電気工事株式会社は, 令和2年2月25日に提出された変更届出により, 特定建設業の要件を欠いたにも関わらず, 届出を長期間に渡って提出しないまま, 公共工事を請け負っていたことが確認された。このことは, 建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。		
その他参考となる事項			